



住宅だより

市営・道営住宅の維持管理 令和7年度4月号 発行 釧路市住宅公社

動物の飼育は禁止です!(餌付けや預かりもダメ)

※収入基準を超えたり、家賃等の滞納がある等その他の事情により認められない場合があります。

●入居承継
名義人が死亡、または離婚等により退去し、同居承認を受けている方で、1年以上同居している方については条件を満たしていれば承継が可能です。

※条件や必要書類についてはお問い合わせください。

●住宅返還届
退去する場合は、引越日の一週間程度前に来庁のうえ退去届(明渡届)の提出が必要です。月途中で退去する場合、家賃等は日割り計算となります。退去する際は必ず退去検査を実施しますので、届の提出時に検査日を決めます。検査日当日は、修繕費等の査定と徴収の他、カギを返

共益費の支払いにご協力を

公営住宅内の共用灯(TV共聴アンテナ含む)やエレベーター、給水ポンプの電気料金や排水管清掃などはみなさんで負担する経費であり、自治会等が共益費として徴収して支払っています。これらの経費は入居しているすべての方に支払義務があります。また、集めた共益費の支払を怠りますと、建物共用部が通電停止となりみなさんの生活に支障をきたします。当社に通電停止に伴う問い合わせが寄せられています。入居してはいるが、みなさんで解決していただかなければなりません。お住いの住棟ごとに定めている支払ルールを守ることで電力事業者への支払を忘れな

共用部には私物等を置かないでください

共用廊下や階段は重要な避難路となっております。私物や自転車等が置いてあると、日常の通行の妨げになるだけでなく、火災等で避難するときの障害になります。また、防火扉も建物内の延焼を防ぐ重要な設備です。扉の前に障害物がありますと、火災時に扉が閉止しないため被害が拡大する恐れがあります。日頃から整理整頓を心がけるとともに防火意識を持ちましょう。

暮らしの音に注意を

皆さまのお部屋の床や壁は、隣り合う部屋と共通となっております。そのため、生活騒音は壁や排水管、窓などから伝わってしまいます。住んでいる皆さま方の生活ス

敷地内の清掃にご協力を

雪解けが進むこの時期、雪の中に埋もれているゴミが目立ってきます。特に排水溝近辺にゴミ等が残っています

と雪解け水や降雨により団地内通路及び駐車場が水たまりになることがあります。こまめな清掃をよろしくお願ひします。

こんなときは申請や届出が必要です

家族構成に変更がある場合は、市役所などへの届出とは別に、住宅公社へも申請(届)が必要です。

●同居者異動届
同居親族の死亡、転居または出生があった場合には届出が必要です。(内容に応じて証明書の添付が必要です)

●同居申請
現在入居を許可された以外の親族を同居させる場合には、戸籍謄本(全部事項証明書)、収入を証明するものを添付していただきます。

却していただきます。

●住宅一時不使用届
何らかの理由で住宅を30日以上不在にする際は、一時不使用届(長期不使用届)を提出し不在期間の連絡先をお知らせください。未届けの場合、安全確認のほか緊急で住戸内点検が必要な際に対応が困難になります。なお、住宅公社では各部屋の合鍵は保管しておりません。

●住宅模様替申請
住宅を無許可で勝手に改造することは認められていません。ただし、申請内容から原状回復が容易であると判断できるものは認められる場合がありますのでご相談ください。

有料駐車場の使用について

入居名義人または同居者が新規に有料駐車

タイルも多様であることから、ある程度の音が発生することはやむを得ません。しかし、今一度自宅で発生する生活音に注意していただき、ドアや引き戸の開け閉めは、静かに行ってください。早朝や深夜は掃除機や洗濯機の使用を極力控えていただき、やむを得ず使用する際は、周囲に配慮するように願ひします。また、日頃から挨拶やコミュニケーションを保つことが、騒音問題を防止するうえで有効と考えられます。皆さま方のご理解をお願いいたします。

家賃減免・徴収猶予の申請について

公営住宅の家賃は、皆さんから提出された収入申告書にもとづき、世帯収入に応じて決定しています。しかし、病気や失業等により家賃の支払いが困難な場合は一定期間減額する「減免」という制度があります。申請に応じて減額・免除・徴収猶予に該当するか審査しますのでお困りの方はご相談ください。減免中の方も、減免期間が終了する時に新たな申請が必要ですのでご注意ください。

家賃等は納入期限内に

家賃等の納入期限は毎月末日(12月の納入期限は市営住宅が25日、道営住宅は1月4日、土日祝日の場合はつぎの平日)です。納入期限内に納めていただかなかった場合には、翌月下旬に督促状を送付すること

市営住宅・道営住宅指定管理者

一般財団法人釧路市住宅公社

営業時間/平日8時45分~17時30分

営業時間内の連絡先 **31-4563** (直通番号)

営業時間外および緊急修繕に関する連絡先 **23-5151** (釧路市役所代表番号)

※時間外における災害や緊急修繕に関するご連絡は時間外連絡先へお願いします。

